

第2回公立保育所のあり方懇話会 報告

開催日時	令和7年3月6日(木) 午後7時～午後9時
開催方法	オンライン(Zoom)
出席者	【委員】 瀧川座長、ト田職務代理者、岡田委員、梅本委員、小西委員、 保護者委員(神崎保育園)、保護者委員(七松保育園) 【尼崎市】 森山こども青少年局長、中道保育児童部長、山根保育企画課長、 三木保育運営課長、藤原保育管理課長、事務局(福山係長、西垣係長)
協議事項等	(1) 本市における就学前児童数・保育需要の見込みについて (2) 公立保育所15所の位置付けの検討 (3) その他
資料	資料1:就学前児童数・保育需要の今後の見込み 資料2:本市の保育の現状に係る統計資料 資料3:公立保育所15所の位置付けの検討 資料4:小学校区マップ 資料5:小学校区内保育施設一覧 資料6:現公立保育所の近隣保育施設(1km 圏内)

次第

1 開会

○会議の成立・傍聴の有無・配付資料の確認・第1回議事録の確認

○委員紹介(前回欠席者のみ)

2 協議事項等

(1)本市における就学前児童数・保育需要の見込みについて

資料1、2に基づき、事務局より説明後、質疑及び意見交換等(内容は議事要旨のとおり)

(2)公立保育所15所の位置付けの検討

資料3、4、5、6に基づき、事務局より説明後、質疑及び意見交換等(内容は議事要旨のとおり)

(3)その他

事務局より連絡事項を報告

協議事項(1) 議事要旨

発言者	発言内容
座長	事務局より資料1「就学前児童数・保育需要の今後の見込み」に基づき、JR線の南北別や行政区別に分けて検討されたデータの説明や、また資料2「本市の保育の現状に係る統計資料」に基づき、より詳細な統計データを活用し、障害児保育や医療的ケア児、外国籍の子どもたちがどれくらいいるのか、その対応状況とともに説明があった。 数値やグラフを見る中で、委員それぞれの観点から気付いたことや、説明を加えてほしいなどの意見はあるか。今後はこのような統計データを基に議論を進める中で、公立保育所の役割や位置づけに繋がっていくと思う。
委員	保育需要の根拠について、もう少し補足説明してほしい。
保育企画課長	令和2年から令和6年まで保育需要は伸び続けており、毎年300人程度が増えている一方、少子化の影響から就学前児童の推計人口は減少している。

発言者	発言内容
保育企画課長 (前頁からの続き)	こうした中、これまでの保育需要の平均的な伸びを踏まえつつ、少子化による推計人口の減少を考慮しながら、算定している。
委員	例えば都市計画などを考慮し、具体的に伸び率を算定しているわけではなく、過去の数値をベースに算定したということか。
保育企画課長	計画策定に当たっては、ニーズ調査を実施し、その結果から保育需要を算定することがあるべき姿だが、今回のニーズ調査の結果における保育ニーズが、現状との乖離が大きく、ニーズ調査結果の数値を計上することは現実的でないと判断したことから、少子化の影響を踏まえ、保育需要を算定した。今回の保育需要は、意図的なものではなく、過去からの推移や少子化の影響を考慮した結果によるものである。
委員	子どもの出生数が減少しているが、保育需要において加味されているのか疑問に感じている。 また、資料において1号と2号、3号は記載されているが、新2号の取扱いはどうなっているか。
保育企画課長	あくまで保育需要であることから、新2号は2号に含めている。
委員	学校法人が経営されている認定こども園では、待機児童解消に向け新2号の定数を増やしていると思うが、そこが見えづらい。どう考えているか。
保育企画課長	令和6年度実績において、新2号の預かり保育を利用している方は400人以上おり、幼稚園の預かり保育についても待機児童対策に貢献いただいていると認識している。 なお、新2号については確保方策に計上しているため、今回の資料のように保育需要だけでは、数値は表れない。事業計画には純粋に実績を入れ込んでいる。
委員	今後、新2号が増えていく見通しはあるのか。
保育企画課長	今後も私立幼稚園の預かり保育の活用を確保方策の一つとしており、新2号での受け入れをできる限り進めたい。なお、令和8年度から誰でも通園制度が実施されるが、その増加分については計画の誰でも通園制度の所に入れているが、通常保育の保育需要には入れていない。
委員	資料2「イ 市内保育施設の障害児受入状況(地区別)」において、認定こども園と法人保育園が分かれていないのはなぜか。
事務局	行政区毎に分けた場合、当該行政区において、認定こども園や法人保育園が1か所だけになるケースがあり、特定の保育施設の内情がわかってしまうデメリットがある。本資料については、今後本市ホームページに掲載することから、配慮したものである。
委員	資料の説明はわかったが、今後この懇話会をどのように進めていくのが今一つ理解できていない。 先ほどの保育需要の予測が当たるのかと、他委員から指摘されていたように、どこか漫然としているように感じている。市からもう少し焦点を当てて説明いただきたい。
保育管理課長	今回はあくまで令和11年度までこのように保育需要が伸びていくという推計値を提示しており、今後市内エリアごとにおける保育需要の有無を示す目的で資料を作成している。 これは第1回公立保育所のあり方懇話会において、公立保育所の4つの柱を提示した際に、柱の1つである「保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割」のとおり、保育ニーズが減少している地域は、民ではなく公で担うべきだと議論があったことを受けてのことである。 協議事項2「公立保育所15所の位置付けの検討」に繋がる資料ということで理解いただきたい。

発言者	発言内容
座長	資料の数値をどう見るかも大事であるが、ブロック別で見た時に、どの地域に保育需要があるのか、ないのか。不足するのか、現状維持でいけるのか、といった視点で検討することが、より重要だと感じている。
委員	少し違う視点にはなるが、医療的ケア児や障害児、外国籍ルーツの子どもたちの増加を見る中で、保育ニーズが非常に多様化してきていると強く感じた。特に外国籍の方たちは同じルーツのコミュニティ内の口コミで入園先が決まることも多いため、一つの園にまとまって入園される傾向がある。今後のあり方を考えていく中で、官民間問わず、各園に対してどのような支援ができるのかが重要になると思う。 現在保育士では在留資格を取得できないため、外国籍の方が保育することは現状難しい。例えば通訳者の派遣など、どの程度まで市としてできるのか、官民の違いを含め、支援の仕方を考えていく必要がある。また必要な情報はいただきたい。 加えて、今後の議論に繋がると思うので、外国籍ルーツの子どもたちの受け入れ状況や、どのような対応されているのかなど、具体的な現場の声をお聞きしたい。
委員	資料の13ページから15ページにかけて、障害児保育や医療的ケア児の受入れ人数が記載されているが、この他に入所申請はあったのか。希望しても入れないなどの実態はあるのか。
保育運営課長	医療的ケア児について、公立では既に受け入れを実施している北難波保育所、大西保育所に加えて令和7年度向けからは塚口保育所も受け入れを行う。 また、公立保育所においても、ほとんどの園で外国籍の子どもを受け入れている状況である。日常的な会話については、ポкетークの活用や実際のもので示すことで会話している一方、個人懇談や予防接種など複雑な会話になると、行政サービスのテレビ通訳を活用している状況である。
保育管理課長	法人保育園からの相談の中には、外国籍の子どもに関して、言語以外に子育てに対する文化や風習の違いから対応に困っているとの声もいただいている。例えば、毎日お風呂に入れたり、体を洗ったりしない国もあるため、においなどの問題につながることもある。保護者に毎日お風呂に入れてあげてほしいとお願いしても、文化風習の違いから理解してもらえないとのこと。 言語さえ何とかなればということではなく、それ以外の文化や風習を含めて理解をする必要があり、官民間問わず、保育全体で取り組んでいく時代に差し掛かっていると感じている。
委員	保育ニーズに関連して、資料2の13ページに記載のある障害児数について補足すると、おそらく資料では障害児保育の認定を受けている子どもの数が記載されている。現場保育者の数や質を担保していくためには、まだ認定に至っていない子どもや、医師の判断の中で少し様子見している子どもも含めて保育ニーズとして捉える必要があると思う。 また、障害児や医療的ケア児以外にも生活面の支援が必要な家庭についても配慮する必要があると思う。実際に尼崎市の公立保育所では家庭支援担当の先生がおり、長期にわたり支援を行っていたと思う。公立保育所としてのセーフティネットの役割を果たしていくには、支援が必要な家庭や生活保護世帯などを含めたニーズを把握することも必要な視点ではないかと感じた。
座長	改めてこの懇話会が公立保育所のあり方という視点から考えた時に、公立保育所をこのまま15所存続させるのか、また絞っていくのかという大きな方向性として考える必要があると、第1回懇話会にて問題提起があったと思う。

発言者	発言内容
座長 (前頁からの続き)	その上で、資料2の18ページに記載ある、外国籍の就学前児童数を見ると、一番多い地域で園田、その次が立花、その次に中央とある一方、大庄地域においても44名いることを考えると、外国籍の方はどの地域にも満遍なくおり、その地域の小学校に通われるはずであれば、その地域の保育園等に通われるケースもまたあるだろうと思う。 同様に障害児や医療的ケア児についても、どの地域にも一定数おり、特に園田や立花に多数いる状況である。その地域の中で大きくなっていくことができる仕組みづくりは必要だと思う。現在0歳や1歳の医療的ケア児が多いことを踏まえると、医療が非常に発達してきており、今後医療的ケア児は減ることではない時代になることが推察される。 どの地域にも外国籍の方や医療的ケア児が一定数いるということを前提に考えていかねばならない。

協議事項(2) 議事要旨

発言者	発言内容
座長	資料3の表では、平成19年度時点での公立で存続させる園と民間移管する園が記載されているが、当時のままでいいのか、若しくは踏みとどまり、民間移管ではなく公立で存続させた方がいいのか、議論的となるのか。
保育管理課長	見込みのとおりである。
座長	前回懇話会において、公立保育所が今後果たすべき役割について議論されたが、特に保育所運営が困難な地域における保育を保障する点が中心になっていたと思う。 資料から保育所運営が困難な地域がどこなのかが見えてくると思われるので、御意見や御質問を出していただきたい。
委員	医療的ケア児を受け入れるためには、特別な施設や資格などが必要になるのか。どの保育園でも入所申請があれば対応できるのか。
保育運営課長	医療的ケアが必要になることから、公立保育所では看護師の派遣を行っている。例えば、食事が口から取れない場合に経鼻栄養を摂取するなど行っている。 また、個室でケアが必要となる場合もあることから、公立保育所では建替えの際に医務室を確保している。
委員	公立保育所では、どの程度の子どもを障害児と判定しているのか。過去には、施設長と保健師の方が相談して決めると聞いたことがある。実際どうされているのか。
保育運営課長	公立保育所における障害児保育の適用については、まず保護者が関わっている医療機関による担当医の意見書をいただき、その後、学識経験者や医師を含む障害児保育調整会議に諮る。当該会議体では、対象となる保護者と子どもも参加いただき、遊びの様子や保護者への聞き取り、また担当医の意見書などをもとに、総合的に判断している。
委員	民間で障害児など受け入れる際には、現実問題としてお金の話が関わってくる。助成金をいただくにしても簡単ではないことから、受け入れたくても受け入れられない状況である。 一方公立では、障害児とされているが、そんな風には見えない子どももいるように感じている。このままこの話を公立で進めていくのはどうなのかと違和感を覚えた。

発言者	発言内容
委員	公立保育所における障害児の受け入れについては、保育運営課長の説明で理解したが、民間の場合はどうなのか。入所申請があってから初めて準備されていくのか。 公立保育所には障害児担当という保育士がいたが、現在の民間保育園にはいないように思う。そこで民間保育園は障害児の受け入れができないものと感じていた。需要があれば、どの園でも受け入れるものなのか。
保育管理課長	資料中、障害児欄に丸が付いている保育園については、障害児であっても対応するという印になるが、希望者全員が入園できるわけではない。受入体制はあるが、障害の軽重によっては、保育士数が不足し預かることができない場合もある。 また、明らかに障害を持っているとわかる子どももいるが、外見上健常児と変わらないが、少し発達が緩やかであったり、特殊な感性を持っていたりする子どもも、特別な配慮が必要な子どもとして預かりをされている場合もある。民間保育園も体制を整えた上できっちりと対応されている。
委員	公立保育所は民間保育園より積極的に障害児を受け入れているという想定の中で、公立保育所の周辺保育施設において、障害児を受け入れできる保育園が少ないと、その地域の子どもたちは受け入れてもらえない状況に陥るのではないかと、個人的に懸念している。 民間保育園は運営される母体があってこそ成り立つため、赤字では経営が破綻し、応募がなければ運営ができない。そこで、例えば戸ノ内保育所の周辺には保育施設が少なく、児童数も少ないことから、当該保育所が民間移管し、何かの理由で当該移管園が倒れた際には、地域の子どもたちはどうになってしまうのだろうと非常に心配している。一般的な感覚として、公立は民間より体力があるイメージだが、官民の運営の違いも考慮する必要があると思う。
座長	公立保育所の役割として、その地域におけるセーフティネットになる必要があると思う。具体的に、戸ノ内保育所を例に、当該地域で仮に民間移管し、当該移管園が倒れた場合を考えると、当初計画では民間移管園であったが、見直していく方が良いのではないかと、そんな議論になるのだろうと感じた。
委員	障害児における官民の違いの中には、財政措置の面もあり、実際公立保育所の方が民間より、手厚い職員の配置ができていた状況である。 例えば、とある民間保育園では、障害児の受け入れをする予定で職員を配置したものの、その後保護者から入園キャンセルの連絡を受けたために、採用した職員をどうすべきかと、経営に問題が生じたというところもある。 民間保育園の特性として、こうした事実からは避けられない。民間保育園においても、福祉の観点から頑張りたい気持ちはあるが、セーフティネットの役割は、公立保育所の方が強いだろう。 本会議体はゼロベースからの議論と聞いているが、現在の公立保育所の建て替え費用を捻出する必要があるという命題が、市にはあるように感じている。しかし、公立保育所が担うべきセーフティネットの役割がある中、建て替え費用の捻出のためだけに、民間移管していいのかと強い懸念を抱いている。 近年、民間保育園が20か所近く新設しており、これ以上民間保育園が増えていいのか。加えて小規模保育園もある。もちろん民間も、尼崎市の保育を担っていきたいと思っているため、全体として、しっかりと子どもたちを見ていける状況を、市には考えてほしい。 また、現在複合施設となっている公立保育所は、民間移管の対象保育所となったとしても、応募しにくいところもある。資料中に記載がないため、その辺りも考慮いただきたい。

発言者	発言内容
委員 (前頁からの続き)	これまでの説明において、南北で様々な保育ニーズの違いはあるものの、配慮が必要な子どもは、どの地域にも一定数いることを踏まえると、各地区には公立が存続し、また医療的ケアを受けられる施設を、公立が担ってほしい。
委員	園田地区は外国籍ルーツの子どもの率が非常に高い。住まれる地域の状況にもよると思うが、例えば公営住宅がある場所には集中しやすい傾向があるため、その辺りの状況を伺いたい。 また、戸ノ内保育所が取り上げられているが、建て替えが必要となる施設には違いはないと感じており、これまでの議論を踏まえると、地域的に公立保育所として存続する必然性はあるだろう。さらに多様な子どもたちがいるため、優先的に受入体制を充実させる必要があると思う。そこで、当該地域には、どれくらいの外国籍ルーツの方がおられるのか教えてほしい。
事務局	園田地区の内訳データは現在持ち合わせていないが、園田地区に外国籍ルーツの方が増えている理由としては、約20年前からベトナム国籍の方が急増し、その親戚やつてを頼って、若いベトナム国籍の方が園田に住まれた状況がある。そして、そこで結婚、出産し、子どもを育てていると聞いている。 一方、武庫地区については、子育て世帯を過ぎた世代が多いことから、就学前児童がいる世帯は少ないという特徴がある。
委員	非常に有益な情報である。 これまでも尼崎市の公立保育所では多様性を大事にされてきたと思うが、より強く求められる地域であると認識している。今後尼崎だけでなく、日本全体において、外国籍ルーツの方は増えていく中で、園田地区は一つのモデルケースとなり得ると思う。ぜひ公立として存続することを検討いただきたい。
委員	戸ノ内保育所については、やはり地域的に公立が担うべきだと感じている。保育需要については先5年を見ているが、人口も減少している地域であることから、もう少し先を見通す必要があると思う。 子どもの数が減少した時に、どのような役割を担える施設になるのか、例えば、子育て支援ができる部屋を設けておくなど、様々なことを考えて、建て替えをしたほうが良いと思う。
委員	尼崎市全体がどういうまちづくりをしていくのかが重要だと思う。現在市内の北部に人口が集中している状況だが、これは勝手に人が集まったわけではなく、市の施策の中で、北部が充実していると思われた結果である。南部や戸ノ内も同様に魅力あるまちづくりを施策として、市域に満遍なく人が集まるように進めてかなければならない。 国では人口減少地域等における保育施設のあり方検討会が開かれており、やはりセーフティネットという意味では、子どもが減ったとしても必要である。公立保育所で担うべき役割はたくさんあるだろうと思うので、先ほど委員からあった、子育て支援との複合化なども含めて検討されたい。
座長	具体的に戸ノ内が取り上げられており、委員の皆様の意見としては、今後の保育需要は多くないが、こうした地域の中でこそ、公立保育所として果たすべき役割があるのではないかということだと感じた。また、仮に民間移管したとしても、運営がかなり厳しい状況に陥るだろうということが想像に容易いに関わらず、民間移管を進めるのはいかがなものかという意見もあると思われる。 こうしたことから、保育の過疎地域という点において、戸ノ内保育所は再考すべきだと思う。

発言者	発言内容
委員	これまでの議論から、公立保育所の周辺に民間保育施設が少ないところは、民間移管は難しいのだろうと感じている。その中でも、民間移管を進めるとした場合、送迎バスなどは可能なのか。可能であれば、障害児保育などを利用される方も、少し遠い園でも通えたりするのではないかと思う。
保育管理課長	官民ともに市内保育所においては、これまでバスでの送迎は行っていない。これは、以前は障害児保育や医療的ケア児といった問題が大きくなかったからかもしれないが、尼崎市は比較的市域が狭いため、保護者の方は自転車で通えている状況であり、また公立保育所では、基本的に車での送迎はしないしてほしいとしている。 しかし、今後医療的ケア児を公立保育所で積極的に受け入れていくことになると、車の利用なしでは非常に難しいと推察するため、駐車場の整備などが必要になってくるのではないかと考えている。公立でどのように受け入れていくのか、それにあたり車での送迎等はどうするのか、といった点についても議論いただきたいと考えていた。 送迎バスの案があったが、例えば利用者の把握や調整、また法人保育園の経営にも影響が及ぶ可能性もあることから、慎重に検討する必要があると思う。
委員	個人的には民間移管を進めることに疑問を感じている。 これまでの民間移管では定員増が条件となっていたが、現在子どもを取り巻く環境が逆風であるため、次の民間移管では定員増の条件は外した方が良いと思う。
保育管理課長	委員から御指摘のあった移管条件についても、御意見いただきたいと思う。 令和6年まで続けた第4次民間移管計画では、待機児童解消という課題があったことから、定員増の移管条件を付していた。しかし、令和6年度では待機児童数は11名で、さらに尼崎市の政策としては、令和8年度に待機児童数0を目指すこととしており、加えて少子化が想定以上に進んでいる状況もある。第4次民間移管計画を踏襲し、定員増を行うなどについては、議論して決めていきたいと考えている。
委員	本懇話会は今後何回開催を予定しているかや、どのような結論を出していくかなど見通しはあるか。
保育管理課長	本日はあまり議論ができなかったが、公立保育所のあり方という中で示した、4つの柱を発射台に議論を進めていきたいと考えていたところである。 また、今後の保育需要等をこう見込んでいるということを参考数値を提示した中で、セーフティネットの観点から、戸ノ内保育所は公立保育所として存続させるべきではないかという御意見をいただいたと感じている。 実は戸ノ内保育所だけでなく、築地保育所についても同様の懸念をしており、資料の地図を見ていただくとわかるが、少し離れ小島のように位置している。現行計画では、民間移管予定となっていることから、戸ノ内と同様の人口推移が見込まれ、今後議論の対象になると思っている。 また、障害児に関してはどの地域にも満遍なくおり、委員から御指摘があったように、仮に民間移管し、そこで経営が立ち行かなくなると、たちまちセーフティネットの役割が果たせなくなってしまうといった御意見もあった。 今年度もう一度開催したいと思うが、こうした議論を7月くらいまでにあと4回ほど進めていきたい思いがある。まずはどの保育所を公立で残すのか。そして、民でできるところは民でしていただきたい思いもあるため、どの保育所を民にしていきたいのか。

発言者	発言内容
保育管理課長 (前頁からの続き)	その次に定員増や医療的ケア児の受け入れをどうするか、また令和8年度から始まる誰でも通園制度などの保育サービスについてもどうするのかといった、移管にあたっての条件について議論いただきたい。 最後に選定審査の厳格化の問題がある。過去民間移管した際に、保護者から、この法人で問題ないのかと議論が沸き起こった事案もあったことから、選定審査の審査項目などについても、御議論いただきたい。 このように7月くらいまでかけて、進めていきたいと考えている。
座長	予定していた会議時間まで、あと少しとなりましたので、一旦区切りを付けさせていただきたい。 今後の議論としては、大枠としての視点もある一方、例えば築地保育所や南杭瀬保育所をどうするのかといった個別の視点から議論していく必要もあると思う。そして、セーフティネットの役割や保育所運営が困難な地域など、メリット、デメリットを整理していきながら、結論というよりも意見交換をしながら、最終的に判断いただきたいと思っている。 最後に事務局から連絡事項などあるか。
保育管理課長	本日はデータを提示させていただいたが、数字の羅列のため、イメージしにくいところもあったのではないかと感じている。 もしよろしければ、庁内で議論した検討案を次回提示させていただいた上で、御意見を伺う方が議論を進めやすいのではないかと考えているが、いかがか。
座長	おそらくその方が市として何を考えているのかがわかり、議論しやすくなると思う。座長の立場からお願いしたい。
保育管理課長	メリットやデメリットがわかるよう端的な資料を提示させていただき、今後の議論に繋げたいと思う。
座長	本日は活発で有益な御意見を出していただいたと感じている。では、これをもって終了とする。

以 上